

第27号（令和2年2月14日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

- △ 横浜市区役所の保険年金課の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則【健康福祉局保険年金課】 3
- △ 横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 4

【告示】

- △ 市税に関する申告期限等の指定【財政局税制課】 5
- △ 公印の新調、改刻及び廃止【総務局行政・情報マネジメント課】 6
- △ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更【財政局税制課】 9
- △ 指定代理納付者の指定【財政局税務課】 10
- △ 保土ヶ谷区における住居表示の実施に伴う町区域の設定及び変更並びに町区域の設定に係る字区域の廃止の案【市民局窓口サービス課】 11
- △ 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 13
- △ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 14
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 15
- △ 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 17
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 18
- △ 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 19
- △ 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 20
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 21
- △ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 27
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定【健康福祉局医療援助課】 29
- △ 児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止【健康福祉局医療援助課】 30
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定【健康福祉局医療援助課】 31
- △ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】 33
- △ 身体障害者福祉法に基づく医師の指定【健康福祉局障害者更生相談所】 34
- △ 保存すべき樹木の指定【環境創造局みどりアップ推進課】 39
- △ 自転車等放置禁止区域の指定【道路局交通安全・自転車政策課】 40

【公告】

- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支援課】 42
- △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民活動支援課】 44
- △ 大規模小売店舗の変更の届出【経済局商業振興課】 47
- △ 市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行【資源循環局施設課】 49

△ 横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧【建築局都市計画課】	52
△ 横浜国際港都建設計画一団地の住宅施設の変更案の縦覧【建築局都市計画課】	53
△ 横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の市素案の公聴会の開催【建築局都市計画課】	54
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	55
△ 同【建築局調整区域課】	56
△ 同【建築局調整区域課】	57
△ 同【建築局調整区域課】	58
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	59
△ 土地区画整理組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	60
△ 土地区画整理審議会委員の補欠選挙期日【都市整備局市街地整備調整課】	61
△ 土地区画整理審議会委員補欠選挙の選挙人名簿の縦覧【都市整備局市街地整備調整課】	62
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【泉区地域振興課】	63
[水道局]	
△ 横浜市水道局公舎管理規程の一部を改正する規程【資産活用課】	65
△ 水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【資産活用課】	67
△ 指定給水装置工事事業者の指定【給水維持課】	70
[教育委員会]	
△ 横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則【教育課程推進室】	71
[人事委員会]	
△ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則【調査課】	72
△ 選考職（転職）の指定の一部改正【任用課】	73
△ 選考職（昇任）の指定の一部改正【任用課】	75
△ 選考職（採用）の指定の一部改正【任用課】	78
[正誤]	79

規 則

横 浜 市 区 役 所 の 保 険 年 金 課 の 職 員 の 兼 務 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改
正 する 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 規 則 第 5 号

横 浜 市 区 役 所 の 保 険 年 金 課 の 職 員 の 兼 務 に 関 す る 規 則 の
一 部 を 改 正 す る 規 則

横 浜 市 区 役 所 の 保 険 年 金 課 の 職 員 の 兼 務 に 関 す る 規 則 （ 平 成 6 年
4 月 横 浜 市 規 則 第 45 号 ） の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第 2 条 第 1 項 中 「 、 国 民 健 康 保 険 料 納 付 証 明 書 」 の 次 に 「 、 国 民
健 康 保 険 料 納 付 額 等 証 明 書 」 を 加 え る 。

附 則

こ の 規 則 は 、 令 和 2 年 3 月 1 日 か ら 施 行 す る 。

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第6号

横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

第3条第1項中「掲げる図書」の次に「（当該確保計画の変更が法第31条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係る確保計画の変更である場合にあっては、第5条第1項各号に掲げる図書）」を加える。

第5条を次のように改める。

（他の建築物に係る確保計画に関する添付図書）

第5条 省令第1条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に係る確保計画について建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする場合にあっては、次に掲げる図書とする。

- (1) 当該他の建築物について記載された建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、変更認定申請書を含む。次号において同じ。）の副本又はその写し
- (2) 前号の認定申請書の添付図書のうち、省令第24条の3第2項第1号に定める図書及び同項第2号に定める図面で、それぞれ当該他の建築物に係るもの
- (3) 当該他の建築物について記載された建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書（法第31条第1項の認定を受けた場合にあっては、変更認定通知書）又はその写し

2 省令第1条第3項の所管行政庁が不要と認める図書は、同条第1項の表に掲げるものとする。

第8号様式中「附則第3条第7項」を「附則第3条第8項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

告 示

横浜市告示第38号（令和2年1月30日揭示済）

市税に関する申告期限等の指定

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第18条第3項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長（令和元年11月横浜市告示第292号）において別途告示で定めることとされている期日は、次に掲げるとおりとする。

令和2年1月30日

横浜市長 林 文 子

対象となる申告期限等	期別	指定する期日
令和元年度分の固定資産税及び都市計画税の納期限	第3期	令和2年3月2日
	第4期	令和2年3月31日
令和元年度分の普通徴収に係る個人の市民税の納期限	第3期	令和2年3月2日
	第4期	令和2年3月31日
令和元年度分の給与所得に係る個人の市民税の特別徴収税額の納期限	令和2年2月10日までに納期限が到来するもの	令和2年3月10日
上記以外の納期限	令和2年3月1日までに納期限が到来するもの	令和2年3月2日
上記以外の申告期限等	令和2年3月1日までに申告期限等が到来するもの	令和2年3月2日

横浜市告示第55号


公印の新調、改刻及び廃止

次のとおり公印を新調し、改刻し、及び廃止する。



令和2年2月14日

横浜市長 林 文 子

1 新 調





公印名称	使用開始年月日	印影
横浜市総務局長印（総務事務専用）	令和2年 4月1日	 （方21ミリメートル）

2 改 刻

公印名称	使用開始年月日	印影
横浜市区長印（税専用（10-01））	令和2年 3月1日	 （方21ミリメートル）
横浜市区長印（税専用（10-02））	令和2年 3月1日	 （方21ミリメートル）
横浜市区長印（税専用（10-03））	令和2年 3月1日	 （方21ミリメートル）

横浜市南区長印（保険年金課専用）	令和2年 3月1日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>
------------------	--------------	--

3 廃止

公印名称	廃止年月日	印影
横浜市区長印（税専用（10-01））	令和2年 3月1日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>
横浜市区長印（税専用（10-02））	令和2年 3月1日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>
横浜市区長印（税専用（10-03））	令和2年 3月1日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>
横浜市南区長印（保険年金課専用）	令和2年 3月1日	 <p>(方 21 ミリメートル)</p>

横浜市笹下南保育園長印	令和2年 4月1日	 (方21ミリメートル)
横浜市細谷戸保育園長印	令和2年 4月1日	 (方21ミリメートル)

横浜市告示第56号

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の告示内容の変更

横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）第29条の4の3の規定による控除対象寄附金について、その告示した内容に次のとおり変更があった。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定（平成26年12月横浜市告示第720号）により告示した内容の変更

変更年月日	法人又は団体の名称	主たる事務所又は事業所の所在地	寄附金税額控除の対象となる日又は期間
令和元年 9月19日	特定非営利活動法人ワーク ーズ・コレク ティブまいそ る	戸塚区上柏尾 町 244 番地	(新)平成26年8月25日 から令和6年8月24 日まで
			(旧)平成26年8月25日 から平成31年8月24 日まで

横 浜 市 告 示 第 57 号

指 定 代 理 納 付 者 の 指 定

地 方 自 治 法 （ 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ） 第 231 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に
よ り 、 次 の と お り 指 定 代 理 納 付 者 を 指 定 し た 。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 指 定 代 理 納 付 者 の 名 称
株 式 会 社 エ ム ・ ピ ー ・ ソ リ ュ ー シ ョ ン
- 2 指 定 代 理 納 付 者 の 主 た る 事 務 所 の 所 在 地
東 京 都 港 区 虎 ノ 門 2 丁 目 10 番 4 号
- 3 指 定 代 理 納 付 者 に 納 付 さ せ る 歳 入
税 務 証 明 等 手 数 料
- 4 指 定 代 理 納 付 者 に 歳 入 を 納 付 さ せ る 期 間
令 和 2 年 1 月 29 日 か ら 令 和 2 年 3 月 31 日 ま で

横浜市告示第58号

保土ヶ谷区における住居表示の実施に伴う町区域の設定
及び変更並びに町区域の設定に係る字区域の廃止の案

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき、住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づく町区域の設定及び変更並びに町区域の設定に係る字区域の廃止の案を、次のとおり告示する。

なお、案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で、本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）に定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を付して案に対する変更の請求をすることができる。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文 子

1 町区域の設定

新 区 域	新区域に編入する現在の区域	
町 名	町 名	区域図
保土ヶ谷区 にしや 西谷一丁目	保土ヶ谷区西谷町の一部	別図のとおり
保土ヶ谷区 にしや 西谷二丁目	保土ヶ谷区上菅田町の一部	
	保土ヶ谷区西谷町の一部	
保土ヶ谷区 にしや 西谷三丁目	保土ヶ谷区西谷町の一部	
	保土ヶ谷区東川島町の一部	
保土ヶ谷区 にしや 西谷四丁目	保土ヶ谷区川島町の一部	
	保土ヶ谷区西谷町の一部	

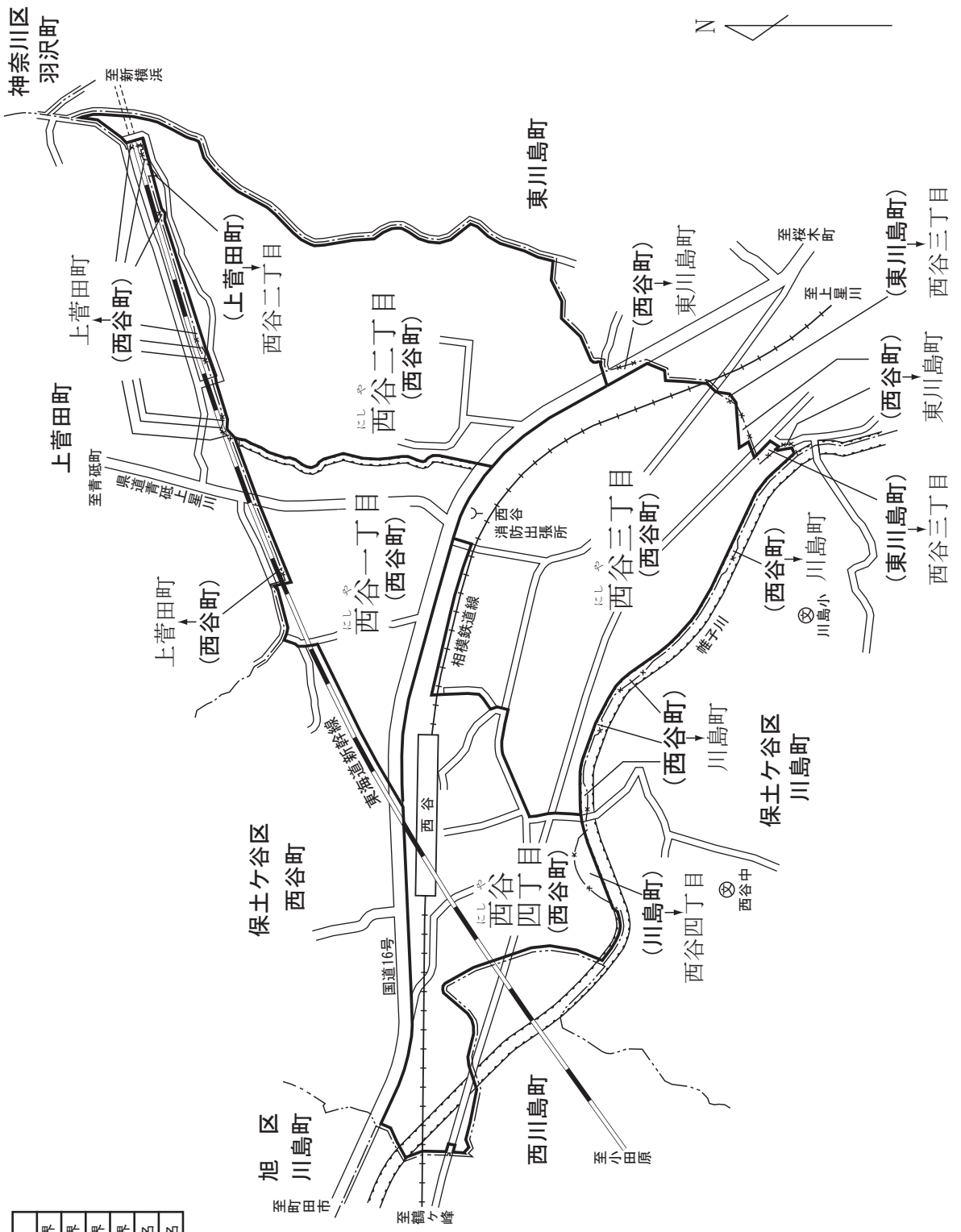
2 町区域の変更

変更後の区域	変更後の区域に編入する現在の区域	
町 名	町 名	区域図
保土ヶ谷区 上菅田町	保土ヶ谷区西谷町の一部	別図のとおり
保土ヶ谷区 川島町	保土ヶ谷区西谷町の一部	
保土ヶ谷区 東川島町	保土ヶ谷区西谷町の一部	

3 字区域の廃止

上記町区域の設定に伴い、新区域に編入する現在の区域内に存する字区域は、これを廃止する。

保土ヶ谷区における町区域の設定及び変更図 別図



凡 例	
区界	界
新区界	界
旧町界	界
旧町界	界
西谷一丁目 (西谷町)	新町名 旧町名

横浜市告示第59号

生活保護法に基づく医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

指定年月日	名称	所在地
令和元年11月1日	ファミリーユこども歯科	都筑区茅ヶ崎中央42番26号
令和元年12月1日	大久保薬局	港南区大久保二丁目16番39号
同	保土ヶ谷小柳歯科クリニック	保土ヶ谷区初音ヶ丘71番1号
同	クオール薬局ドレッセ横浜十日市場店	緑区十日市場町1,481番地の3
同	薬局ゆりかご	都筑区勝田町316番地の2
同	賛光薬局	戸塚区汲沢一丁目1番15号
同	立場整形外科	泉区中田西一丁目1番20号
令和2年1月1日	王歯科医院	磯子区滝頭三丁目5番21号
同	はなみずきメンタルクリニック	港北区日吉本町一丁目4番19号
同	ココカラファイン薬局十日市場駅南口店	緑区十日市場町801番地の1
同	みんなのくすり屋さん	青葉区元石川町3,711番地の1
同	大信薬局仲町台店	都筑区仲町台五丁目1番8号

2 指定訪問看護事業者

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
令和元年12月1日	有限会社リラ福祉サービス	戸塚区小雀町2,058番地の11	ひまわりさかえ訪問看護ステーション	栄区桂町688番地の4

横浜市告示第60号

生活保護法に基づく施術者の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による施術者として、次のとおり指定した。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	氏 名	名 称	所在地
令和2年 2月1日	成 瀬 将 之	こもれび鍼灸マ ッサージ治療院	旭区笹野台二丁目 10番6号
同	關 谷 沙 緒 里	きくな元気整骨 院	港北区大豆戸町48 0番地の1
同	相 田 修 司	あいだ整骨院	緑区鴨居六丁目25 番3号
同	大 竹 幹 男	平安堂鍼灸マッ ッサージ治療院	緑区長津田三丁目 1番30号

横浜市告示第61号

生活保護法に基づく指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

1 診療所又は薬局

変更年月日	名称	所在地
平成29年10月23日	毛呂歯科医院	(新) 泉区和泉中央北4丁目30番8号
		(旧) 泉区和泉町4,593番地の1
平成30年10月22日	中山メンタルクリニック	(新) 緑区中山一丁目22番1号
		(旧) 緑区中山町322番地の21
令和元年10月21日	谷田部クリニック	(新) 緑区中山六丁目3番33号
		(旧) 緑区中山町907番地
令和元年12月22日	サン歯科医院	(新) 緑区中山一丁目25番10号
		(旧) 緑区中山町325番地の3

2 変更訪問看護事業者等

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地
平成30年1月27日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会	(新) 神奈川県西神奈川一丁目13番地の10	済生会かながわ訪問看護ステーション	(新) 神奈川県西神奈川一丁目13番地の10
		(旧) 神奈川県西神奈川一丁目9番地の3		(旧) 神奈川県立町6番地の1
平成31年4月1日	株式会社NEXTFLOW	東京都港区芝5丁目16番5号	(新) ネクスト訪問看護ステーションつづき	(新) 都筑区中川一丁目17番12号
			(旧) ネクスト訪問看護ステーション	(旧) 都筑区中川一丁目5番19号
同	医療法人横	戸塚区汲沢	訪問看護ステ	(新) 戸塚区汲沢

	浜博萌会	町 56 番地	ーションにし よこはま	町 56 番地 (旧)戸塚区汲沢 町 88 番地の 1
令和元年 9月1日	医療法人財 団慈啓会	神奈川県入 江二丁目 19 番 1 号	大口訪問看護 ステーション	(新)神奈川県入 江二丁目 19 番 1 号 (旧)神奈川県松 見町 1 丁目 18 番地の 3
同	株式会社 H M A	(新)東京都千 代田区鍛冶 町 2 丁目 6 番 1 号 (旧)西区東久 保町 15 番 12 号	訪問看護ステ ーション道	戸塚区舞岡町 3,067 番地
令和元年 11月11日	特定非営利 活動法人か んわ	神奈川県片 倉一丁目 9 番 3 号	かたくら訪問 看護ステーション	(新)神奈川県片 倉一丁目 24 番 8 号 (旧)神奈川県片 倉一丁目 9 番 3 号
令和2年 1月1日	廣株式会社	(新)都筑区茅 ヶ崎南一丁 目 1 番 1 号 (旧)磯子区森 四丁目 10 番 16 号	和み訪問看護 ステーション	(新)旭区下川井 町 2,326 番地 の 9 (旧)都筑区富士 見が丘 17 番 5 号

横浜市告示第62号

生活保護法に基づく指定施術者の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定施術者を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

変更年月日	氏名	名称	所在地
令和元年 12月1日	佐野拓真	(新)キウイ鍼灸マ ッサージ院	(新)青葉区新石川四 丁目20番地の14
		(旧)株式会社ヘル スアンドソーシ ャルケア事業団 さくら訪問マッ サージ	(旧)神奈川区沢渡1 番地の2

横浜市告示第63号

生活保護法に基づく指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文 子

1 診療所又は薬局

廃止年月日	名 称	所在地
令和元年7月18日	安井薬局	旭区笹野台一丁目54番8号
令和元年9月17日	医療法人武井会ウィ ン歯科クリニック	都筑区中川中央二丁目7番1号
令和元年10月31日	有限会社文庫だるま 薬局	金沢区泥亀一丁目15番4号
令和元年11月30日	大久保薬局	港南区大久保二丁目16番39号
同	保土ヶ谷小柳歯科ク リニック	保土ヶ谷区初音ヶ丘43番17号
同	薬局ゆりかご	都筑区勝田町 316 番地の2
同	賛光薬局	戸塚区汲沢一丁目1番15号
同	立場整形外科	泉区中田西一丁目1番27号
令和元年12月19日	金子歯科医院	青葉区奈良町 1,566 番地の113
令和元年12月21日	クリニックいわた S O N O	戸塚区品濃町 510 番地の4
令和元年12月28日	大庭歯科医院	鶴見区上末吉五丁目22番15号
令和元年12月31日	三宅歯科医院	中区石川町2丁目66番地
同	げんきキッズクリ ニック	中区元町3丁目133番地の9
同	株式会社横井薬局本 店	金沢区六浦二丁目6番4号
令和2年1月1日	榊原医院	南区西中町3丁目44番地

横浜市告示第64号

生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定医療機関に次のとおりその指定の辞退があった

。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文 子

辞退年月日	名 称	所在地
令和2年1月31日	横浜馬車道皮膚科・ペインクリニック	中区海岸通5丁目25番地の2

横浜市告示第65号

生活保護法に基づく介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年12月1日	茂木敏雄	栄区桂町697番地の5	茂木歯科	栄区桂町697番地の5

2 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

指定年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年5月1日	有限会社仁天堂薬局	戸塚区戸塚町55番地	仁天堂薬局踊場駅前店	戸塚区汲沢八丁目2番1号
令和元年12月1日	茂木敏雄	栄区桂町697番地の5	茂木歯科	栄区桂町697番地の5

横浜市告示第66号

生活保護法に基づく指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成30年9月1日	株式会社ケージーエヌカンパニー	(新)港南区港南五丁目1番32号	訪問ヘルパーアイン	(新)港南区港南五丁目1番32号
		(旧)青葉区あざみ野三丁目2番地		(旧)港南区日野九丁目43番3号

2 居宅介護事業者（訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年11月11日	特定非営利活動法人かんわ	神奈川県片倉一丁目9番3号	かたくら訪問看護ステーション	(新)神奈川県片倉一丁目24番8号
				(旧)神奈川県片倉一丁目9番3号
令和2年1月1日	廣株式会社	(新)都筑区茅ヶ崎南一丁目1番1号	和み訪問看護ステーション	(新)旭区下川井町2,326番地の9
		(旧)磯子区森四丁目10番16号		(旧)都筑区富士見が丘17番5号

3 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
平成31年4月1日	(新)みよの台薬局株式会社	東京都足立区本木北町14番10号	志宝薬局三ツ沢店	神奈川区三ツ沢下町12番5号
	(旧)株式会社本木薬局			
同	(新)みよの台薬局株式会社	同	なつめ薬局	旭区中沢三丁目21番20号
	(旧)株式会社本木薬局			
同	(新)みよの台	同	下田薬局	港北区下田町

	薬局株式会社			二丁目9番10号
	(旧)株式会社本木薬局			
同	(新)みよの台薬局株式会社	同	志宝薬局長津田店	緑区長津田四丁目2番18号
	(旧)株式会社本木薬局			
同	(新)みよの台薬局株式会社	同	あけぼの薬局舞岡店	戸塚区舞岡町3,410番地
	(旧)株式会社本木薬局			
令和元年6月1日	(新)マスカット薬局株式会社	東京都港区元赤坂1丁目5番1号	(新)マスカット薬局鶴見店	鶴見区東寺尾北台4番9号
	(旧)マックス・ファーマシー株式会社		(旧)すずらん薬局鶴見店	
令和元年9月24日	株式会社エルマノ	(新)戸塚区品濃町549番地の1 (旧)西区北幸一丁目11番15号	すばる中央薬局港北店	都筑区北山田三丁目17番18号
令和元年11月7日	医療法人社団卓友会	(新)泉区中田西一丁目1番20号 (旧)戸塚区鳥が丘3番地の25	立場整形外科	泉区中田西一丁目1番27号

4 居宅介護事業者（通所リハビリテーション）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年11月7日	医療法人社団卓友会	(新)泉区中田西一丁目1番20号 (旧)戸塚区鳥が丘3番地の25	立場整形外科	泉区中田西一丁目1番27号

5 居宅介護事業者（特定施設入居者生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年10月1日	(新)ライクケア株式会社	(新)東京都渋谷区道玄坂1丁目12番	サンライズ・ヴィラ藤が丘	青葉区千草台34番地の1

		1号		
	(旧)ライクケ アネクスト 株式会社	(旧)東京都千 代田区神田 神保町2丁 目2番地の 31		

6 居宅介護事業者（地域密着型通所介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 10月1日	(新)ライクケ ア株式会社	(新)東京都渋 谷区道玄坂 1丁目12番 1号	ハートリンク 瀬谷	瀬谷区相沢六 丁目7番地の 3
	(旧)ライクケ アネクスト 株式会社	(旧)東京都千 代田区神田 神保町2丁 目2番地の 31		

7 居宅介護事業者（認知症対応型共同生活介護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年 10月1日	(新)ライクケ ア株式会社	(新)東京都渋 谷区道玄坂 1丁目12番 1号	サンライズ・ ホーム瀬谷市 民の森	瀬谷区瀬谷町 5,631番地の 1
	(旧)ライクケ アネクスト 株式会社	(旧)東京都千 代田区神田 神保町2丁 目2番地の 31		

8 居宅介護支援事業者

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
平成30年 9月1日	株式会社ケ ーエヌ カンパニー	(新)港南区港 南五丁目1 番32号	ケアプランア イーン	(新)港南区港南 五丁目1番32 号
		(旧)青葉区あ ざみ野三丁 目2番地		(旧)港南区日野 九丁目43番3 号
令和元年 11月11日	特定非営利 活動法人か んわ	神奈川区片 倉一丁目9 番3号	かたくら訪問 看護ステーシ ョン居宅支援 事業部	(新)神奈川区片 倉一丁目24番 8号
				(旧)神奈川区片 倉一丁目9番 3号
令和2年	廣株式会社	(新)都筑区茅	居宅介護支援	(新)旭区下川井

1月1日	ケ崎南一丁目1番1号	事業所和み	町 2,326 番地の9
	(旧)磯子区森四丁目10番16号		(旧)都筑区富士見が丘17番5号

9 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年11月11日	特定非営利活動法人かんばん	神奈川県片倉一丁目9番3号	かたくら訪問看護ステーション	(新)神奈川県片倉一丁目24番8号
				(旧)神奈川県片倉一丁目9番3号
令和2年1月1日	廣株式会社	(新)都筑区茅ヶ崎南一丁目1番1号	和み訪問看護ステーション	(新)旭区下川井町 2,326 番地の9
		(旧)磯子区森四丁目10番16号		(旧)都筑区富士見が丘17番5号

10 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

変更年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
平成31年4月1日	(新)みよの台薬局株式会社	東京都足立区本木北町14番10号	志宝薬局三ツ沢店	神奈川県三ツ沢下町12番5号
	(旧)株式会社本木薬局			
同	(新)みよの台薬局株式会社	同	なつめ薬局	旭区中沢三丁目21番20号
	(旧)株式会社本木薬局			
同	(新)みよの台薬局株式会社	同	下田薬局	港北区下田町二丁目9番10号
	(旧)株式会社本木薬局			
同	(新)みよの台薬局株式会社	同	志宝薬局長津田店	緑区長津田四丁目2番18号
	(旧)株式会社本木薬局			
同	(新)みよの台薬局株式会社	同	あけぼの薬局舞岡店	戸塚区舞岡町 3,410 番地
	(旧)株式会社本木薬局			

令和元年 6月1日	(新) マスカット薬局株式会社	東京都港区 元赤坂1丁目 5番1号	(新) マスカット 薬局鶴見店	鶴見区東寺尾 北台4番9号
	(旧) マックス ・ファーマ シー株式会 社		(旧) すずらん薬 局鶴見店	
令和元年 9月24日	株式会社エ ルマノ	(新) 戸塚区品 濃町 549 番 地の 1	すばる中央薬 局港北店	都筑区北山田 三丁目17番18 号
		(旧) 西区北幸 一丁目11番 15号		
令和元年 11月7日	医療法人社 団卓友会	(新) 泉区中田 西一丁目1 番20号	立場整形外科	泉区中田西一 丁目1番27号
		(旧) 戸塚区鳥 が丘3番地 の25		

11 介護予防事業者（介護予防通所リハビリテーション）

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	介護予防事業 所の名称	介護予防事業 所の所在地
令和元年 11月7日	医療法人社 団卓友会	(新) 泉区中田 西一丁目1 番20号	立場整形外科	泉区中田西一 丁目1番27号
		(旧) 戸塚区鳥 が丘3番地 の25		

12 介護予防・日常生活支援総合事業者（訪問型サービス）

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在 地
平成30年 9月1日	株式会社ケ ージーエヌ カンパニー	(新) 港南区港 南五丁目1 番32号	訪問ヘルパー アイーン	(新) 港南区港 南五丁目1番32 号
		(旧) 青葉区あ ざみ野三丁 目2番		(旧) 港南区日 野九丁目43番3 号

13 介護予防・日常生活支援総合事業者（通所型サービス）

変更年月 日	事業者の 名称	主たる事務 所の所在地	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の名 称	介護予防・日 常生活支援総 合事業所の所 在 地
令和元年 10月1日	(新) ライクケ ア株式会社	(新) 東京都渋 谷区道玄坂 1丁目12番	ハートリンク 瀬谷	瀬谷区相沢六 丁目7番地の 3

		1 号	
	(旧) ライクケ アネクスト 株式会社	(旧) 東京都千 代田区神田 神保町2丁 目2番地の 31	

横浜市告示第67号

生活保護法に基づく指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定による指定介護機関を次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

1 居宅介護事業者（訪問介護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年12月31日	ヒューマンライフケア株式会社	東京都新宿区西新宿7丁目5番25号	ヒューマンライフケア鶴見	鶴見区豊岡町24番20号
同	有限会社エス・エー・アイ	三浦市南下浦町上宮田1,481番地	ヒューマンヘルパー横浜中央	保土ヶ谷区帷子町2丁目99番地の2
同	アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート横浜戸塚	戸塚区戸塚町167番地

2 居宅介護事業者（訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年11月1日	医療法人社団 鵬友会	泉区新橋町1,783番地	湘南泉病院	泉区新橋町1,784番地

3 居宅介護事業者（訪問リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年11月1日	医療法人社団 鵬友会	泉区新橋町1,783番地	湘南泉病院	泉区新橋町1,784番地

4 居宅介護事業者（居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地
令和元年11月1日	医療法人社団 鵬友会	泉区新橋町1,783番地	湘南泉病院	泉区新橋町1,784番地

5 居宅介護支援事業者

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地
令和元年12月31日	株式会社ハドゥスビッド	中区不老町1丁目6番地の9	ヨコハマ介護ステーション	中区不老町1丁目6番地の9

6 介護予防事業者（介護予防訪問看護）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年11月1日	医療法人社団 鵬友会	泉区新橋町1,783番地	湘南泉病院	泉区新橋町1,784番地

7 介護予防事業者（介護予防訪問リハビリテーション）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年11月1日	医療法人社団 鵬友会	泉区新橋町1,783番地	湘南泉病院	泉区新橋町1,784番地

8 介護予防事業者（介護予防居宅療養管理指導）

廃止年月日	事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地
令和元年11月1日	医療法人社団 鵬友会	泉区新橋町1,783番地	湘南泉病院	泉区新橋町1,784番地

横浜市告示第68号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として、次のとおり指定した。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年2月1日	こがね町すこやかクリニック	南区西中町2丁目31番地	病院又は診療所
令和元年11月1日	いwasakiしほ小児科	神奈川区六角橋一丁目6番14号	同
令和2年2月1日	ココカラファイン薬局十日市場駅南口店	緑区十日市場町801番地の1	薬局
同	大信薬局仲町台店	都筑区仲町台五丁目1番8号	同
同	ハックドラッグ藤が丘駅前薬局	青葉区藤が丘一丁目28番地の14	同
令和2年2月12日	ハックドラッグ鴨居薬局	緑区鴨居一丁目8番1号	同
令和2年2月1日	森が丘薬局	磯子区森が丘一丁目13番12号	同
同	かたくら薬局	神奈川区片倉一丁目16番10号	同
同	なかじま薬局貝の坂店	都筑区川和町104番地	同
同	長者町薬局	中区長者町1丁目3番地の7	同
同	ウグイス薬局	港北区新羽町2,079番地	同

横浜市告示第69号

児童福祉法の一部を改正する法律による改正後の児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の廃止

児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関から、次のとおり業務を廃止した旨の届出があった。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

廃止年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和元年 11月30日	大久保薬局	港南区大久保二丁目 16番39号	薬局
令和元年 12月31日	かたくら薬局	神奈川区片倉一丁目 16番10号	同
同	森が丘薬局	磯子区森が丘一丁目 13番12号	同
同	なかじま薬局貝 の坂店	都筑区川和町 104 番 地	同
同	長者町薬局	中区長者町 1 丁目 3 番地の 7	同
同	ウグイス薬局	港北区新羽町 2,079 番地	同

横浜市告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として、次のとおり指定した。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年2月1日	大信薬局仲町台店	都筑区仲町台五丁目1番8号	薬局
同	保土ヶ谷調剤薬局	保土ヶ谷区帷子町1丁目11番地	同
同	薬局マツモトキョシ鶴見駅西口店	鶴見区豊岡町2番2号	同
同	愛訪問看護ステーション旭	旭区さちが丘99番地の1	訪問看護
同	訪問看護リハビリステーション桜樹の森	南区通町4丁目94番地	同
同	訪問看護リハビリステーション瑞穂の大地	港南区日野一丁目9番33号	同
同	訪問看護リハビリステーション翡翠の舞	緑区台村町337番地	同
同	訪問看護リハビリステーション银杏の大樹	中区山下町252番地	同
同	訪問看護リハビリステーション陽光の大地	金沢区釜利谷東二丁目3番10号	同
同	訪問看護リハビリステーション豊穰の大地	保土ヶ谷区和田一丁目13番1号	同
同	訪問看護リハビリステーション	神奈川区西神奈川一丁目9番地の2	同

	櫛 の 大 樹		
同	訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン 磯 風 の 謡	磯 子 区 磯 子 三 丁 目 8 番 20 号	同
同	訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン 青 葉 の 大 地	青 葉 区 し ら と り 台 1 番 地 の 7	同
同	訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン 希 望 の 大 地	戸 塚 区 品 濃 町 545 番 地 の 30	同
同	訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン さ く ら 苑	旭 区 笹 野 台 一 丁 目 1 番 22 号	同
同	訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン 水 明 の 大 地	栄 区 笠 間 二 丁 目 17 番 4 号	同
同	ナ ー ス 24 港 北	港 北 区 新 横 浜 三 丁 目 7 番 地 の 19	同
同	フ レ ア 訪 問 看 護 リ ハ ビ リ ス テ ー シ ョ ン	鶴 見 区 馬 場 一 丁 目 8 番 4 号	同

横浜市告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

更新年月日	医療機関名	所在地	担当する医療の種類
令和2年2月1日	そうごう薬局今宿店	旭区今宿西町285番地の1	薬局
同	緑野薬局	緑区中山一丁目5番9号	同
同	阿部薬局中田店	泉区中田東三丁目2番9号	同
同	ハマユウ薬局	戸塚区戸塚町3,924番地	同
同	グミサワ調剤薬局	戸塚区汲沢町163番地の1	同
同	ビコー訪問看護リハビリステーション	旭区上川井町812番地の1	訪問看護
同	訪問看護リハビリ・ナーステーションおとなりさん	緑区十日市場町808番地の2	同
同	訪問看護ステーション道	戸塚区舞岡町3,067番地	同
令和2年3月1日	ベル薬局	鶴見区鶴見中央五丁目3番8号	薬局
同	クリエイト薬局港北大倉山店	港北区大倉山一丁目11番3号	同
同	藤ファーマシー	青葉区桜台2番地の2	同
同	フィットケアデポ仲町台店薬局	都筑区仲町台一丁目25番地	同

横浜市告示第72号

身体障害者福祉法に基づく医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

指定年月日	医療機関名	所在地	診療科目	障害区分	指定医氏名
令和2年1月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構横浜保土ヶ谷中央病院	保土ヶ谷区釜台町43番1号	眼科	視覚障害	田岡梨奈
同	鶴ヶ峰三井眼科クリニック	旭区鶴ヶ峰二丁目27番12号	眼科	視覚障害	油井千旦
同	公立大学法人横浜市立大学附属病院	金沢区福浦三丁目9番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能又はそしやく機能障害	佐藤 要
同	昭和大学藤が丘病院	青葉区藤が丘一丁目30番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能又はそしやく機能障害	志村智隆
同	独立行政法人労働者健康安心機構横浜労災病院	港北区小机町3,21番地	耳鼻咽喉科	聴覚又は平衡機能障害、音声機能又はそしやく機能障害	山本学慧

				やく機能 障害	
同	公立大学 法人横浜 市立大学 附属病院	金沢区福 浦三丁目 9番地	整形外 科	肢体不自 由	大 歳 晃 生
同	社会福祉 法人恩賜 財団済生 会支部神 奈川県済 生会神奈 川県病院	神奈川区 富家町6 番地の6	脳神経 内科	肢体不自 由	鳥 飼 裕 子
同	横浜市立 市民病院	保土ヶ谷 区岡沢町 56番地	脳神経 内科	肢体不自 由	中 澤 謙 介
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	脳神経 外科	肢体不自 由	西 山 徹
同	横浜鶴ヶ 峰病院	旭区川島 町 1,764 番地	整形外 科	肢体不自 由	武 藤 治
同	聖隷横浜 病院	保土ヶ谷 区岩井町 215番地	心臓血 管セン ター内 科	心臓機能 障害	河 合 慧
同	横浜東邦 病院	港南区最 戸一丁目 3番16号	内科	呼吸器機 能障害	並 木 威 史
同	医療法人 財団明理 会東戸塚 記念病院	戸塚区品 濃町 548 番地の7	泌尿器 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	松 橋 恵 理 子
同	独立行政 法人地域 医療機能 推進機構 横浜保土 ヶ谷中央 病院	保土ヶ谷 区釜台町 43番1号	泌尿器 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	保 田 賢 吾

同	一般財団法人神奈川県川会う病 団奈友いゆ 院	西区みな とみらい 三丁目7 番3号	眼科	視覚障害	窪野裕久
同	一般財団法人神奈川県川会う病 団奈友いゆ 院	西区みな とみらい 三丁目7 番3号	眼科	視覚障害	鈴木浩太郎
同	国家公務員共済組合横浜 務組 院	金沢区六 浦東一丁 目21番1 号	眼科	視覚障害	土屋綾子
同	やまぐち 耳鼻咽喉科 科クック	金沢区富 岡西七丁 目19番11 号	耳鼻咽喉科	聴覚又は 平衡機能 障害、音 声機能・ 言語機能 又はそ れ以外の 機能障害	山口智
同	医療法人 社団明 会横 中央 病院	旭区若葉 台四丁目 20番1号	リハビリ テーション 科	音声機能 ・言語機 能又はそ れ以外の 機能障害、 肢体不 自由	岩本和久
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	形成外 科	音声機能 ・言語機 能又はそ れ以外の 機能障害	大久保文雄
同	医療法人 財団明 会東戸 塚院	戸塚区品 濃町548 番地の7	リハビリ テーション 科	音声機能 ・言語機 能又はそ れ以外の 機能障害、	大角淳一

				肢 体 不 自 由	
同	平成横浜 病院	戸塚区戸 塚町 550 番地	脳神経 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不自 由	大 供 孝
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	形成外 科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害	門 松 香 一
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	形成外 科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害	佐 藤 伸 弘
同	昭和大学 藤が丘病 院	青葉区藤 が丘一丁 目 30 番地	脳神経 外科	音声機能 ・言語機 能又はそ しゃく機 能障害、 肢体不自 由	津 本 智 幸
同	聖隷横浜 病院	保土ヶ谷 区岩井町 215 番地	脳神経 外科	肢 体 不 自 由	青 井 瑞 穂
同	医療法人 社団協友 会横浜な みきリハ ビション ン病 院	金沢区並 木二丁目 8 番 1 号	内 科	肢 体 不 自 由	木 村 浩
同	医療法人 財団明理 会東戸塚 記念病 院	戸塚区品 濃町 548 番地の 7	神経内 科	肢 体 不 自 由	小 堀 伸 一 郎

同	昭和大学 藤が丘病院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	形成外 科	肢体不自 由	高木信介
同	昭和大学 藤が丘病院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	脳神経 外科	肢体不自 由	田中優子
同	昭和大学 藤が丘病院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	脳神経 外科	肢体不自 由	松田芳和
同	昭和大学 藤が丘病院	青葉区藤 が丘一丁 目30番地	脳神経 外科	肢体不自 由	藪崎肇
同	内村内科 ・腎ク リック	港北区日 吉五丁目 13番4号	内科・透 析内科 ・腎臓 内科・ 糖尿病 内科	じん臓機 能障害	内村英輝
同	医療法人 財団明理 会東戸塚 記念病院	戸塚区品 濃町548 番地の7	消化器 外科	ぼうこう 又は直腸 機能障害 、小腸機 能障害	趙斌
同	神奈川県 立こども 医療セン ター	南区六ツ 川二丁目 138番地 の4	泌尿器 科	ぼうこう 又は直腸 機能障害	西盛宏
同	医療法人 社団緑成 会横浜総 合病院	青葉区鉄 町2,201 番地の5	消化器 内科	肝臓機能 障害	田内優

横浜市告示第73号

保存すべき樹木の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）
第7条第1項の規定に基づき、保存すべき樹木として、次の樹木を
指定した。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

指 定 樹 木	指 定 年 月 日
神奈川区三ツ沢中町11番の9内のクスノキ	令和2年1月22日
西区老松町30番内のトウカエデ	
中区山手町155番の1内のエノキ	
中区山手町155番の1内のスダジイ	
中区山手町155番の1内のヒマラヤスギ	
磯子区磯子三丁目13番内のコナラ	
磯子区磯子三丁目13番内のケヤキ	
磯子区磯子三丁目13番内のサクラ	
磯子区峰町560番内のタブノキ	
磯子区峰町560番内のイチョウ	
磯子区峰町560番内のスダジイ	
磯子区峰町560番内のスダジイ	
磯子区峰町560番内のシラカシ	
磯子区峰町560番内のタブノキ	
磯子区峰町560番内のケヤキ	
磯子区峰町560番内のサクラ	
緑区鴨居町946番の1内のヤマザクラ	
都筑区南山田町3,795番内のシラカシ	
都筑区南山田町3,795番内のシラカシ	
都筑区南山田町3,795番内のシラカシ	
都筑区南山田町3,795番内のシラカシ	
都筑区南山田町3,795番内のコナラ	
都筑区南山田町3,795番内のエノキ	
都筑区南山田町3,795番内のケヤキ	
都筑区南山田町3,795番内のシラカシ	
都筑区南山田町3,795番内のシラカシ	
戸塚区吉田町1,262番内のヒマラヤスギ	

横浜市告示第74号

自転車等放置禁止区域の指定

横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）第8条第1項に規定する自転車等放置禁止区域を、次のとおり指定する。

なお、自転車等放置禁止区域を指定した後、当該自転車等放置禁止区域に自転車等が放置されている場合は、横浜市長は、横浜市自転車等の放置防止に関する条例第12条の規定により、当該自転車等を保管場所に移動することができる。

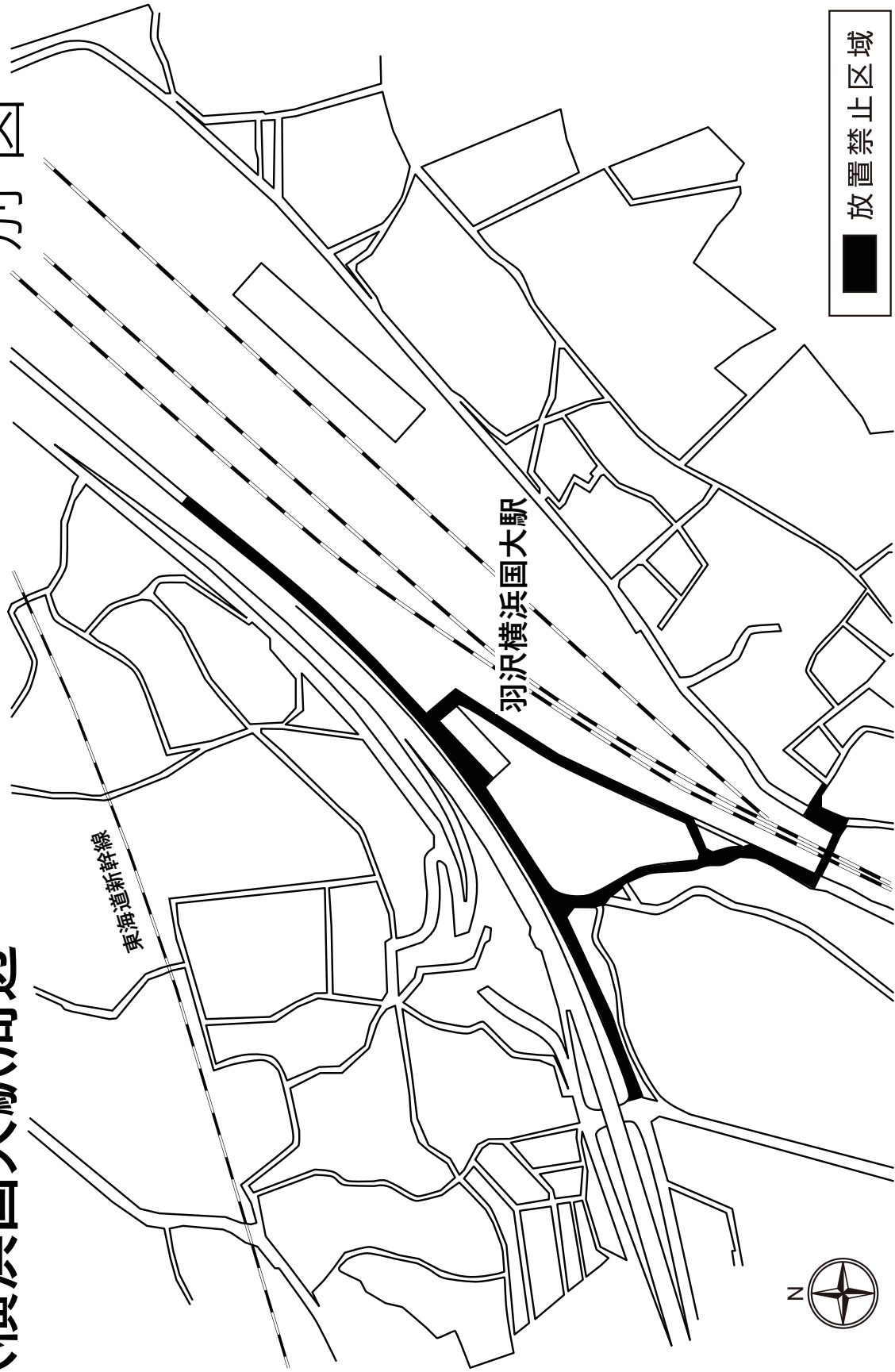
令和2年2月14日

横浜市長 林 文 子

指定年月日	指定場所	
	指定区域名	区域図
令和2年4月1日	羽沢横浜国大駅周辺	別図のとおり

羽沢横浜国大駅周辺

別図



公 告

横 浜 市 公 告 第 76 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 10 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 、 次 の と お り 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 設 立 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 1 月 27 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 E M S C	宮 本 由 布 樹	神 奈 川 区 星 野 町 8 番 地 の 1	こ の 法 人 は 、 横 浜 市 神 奈 川 区 を 中 心 と し て 横 浜 市 及 び そ の 周 辺 地 域 の 住 民 に 対 し て サ ッ カ ー 等 の 普 及 と 振 興 を 図 り 、 サ ッ カ ー を 始 め と す る ス ポ ー ツ 環 境 の 整 備 を 行 い 、 こ れ ら を 通 じ て 子 ども の 健 全 育 成 と 地 域 ス ポ ー ツ 文 化 の 発 展 ・ 向 上 、 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ の 形 成 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
令 和 2 年 1 月 27 日	N P O 法 人 あ お ば 学 校 支 援 ネ ッ ト ワ ー ク	竹 本 靖 代	青 葉 区 奈 良 四 丁 目 1 番 地 の 1	こ の 法 人 は 、 青 少 年 を は じ め と す る す べ て の 市 民 に 対

				<p>して、学校や地域で多様な学びの機会をつくり、自ら生きることができ、子どもたちが育つ社会づくりを目的とする。</p>
<p>令和2年 1月30日</p>	<p>N P O 法 人 ソラ</p>	<p>高 橋 文 治 郎</p>	<p>泉 区 中 田 南 二 丁 目 1 番 29 号</p>	<p>この法人は、放課後及び休日における育成支援と児童健全な生活及び遊びの場を提し、育成支援内容の充実及び発展を目的とする。また、横浜市と協働し、育成支援内容の向上と児童の健全な育成を図るとともに、保護者の子育て支援し、健全な地域社会の形成に寄与することを目的とする。</p>

横 浜 市 公 告 第 77 号

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 に 基 づ く 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請

特 定 非 営 利 活 動 促 進 法 （ 平 成 10 年 法 律 第 7 号 ） 第 25 条 第 4 項 の 規 定 に よ り 、 次 の 特 定 非 営 利 活 動 法 人 か ら 定 款 の 変 更 の 認 証 の 申 請 が あ っ た 。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

申 請 年 月 日	特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	定 款 に 記 載 さ れ た 目 的
令 和 2 年 1 月 23 日	変 更 前 特 定 非 営 利 活 動 法 人 国 際 協 力 地 球 ク ラ ブ	濱 保 泰 介	西 区 平 沼 一 丁 目 3 番 9 号	変 更 前 こ の 法 人 は 、 地 球 上 の 地 域 で 暮 ら す 不 特 定 多 数 の 人 々 に 対 し て 、 平 和 と 繁 栄 の 地 域 社 会 を 築 け る よ う に 、 ま た 豊 かな 家 庭 生 活 を 営 ま れ る よ う に 支 援 す る 事 業 を 行 な い 、 国 際 協 力 及 び 雇 用 拡 充 並 び に 消 費 者 保 護 に 寄 与 す る こ と を 目 的 と す る 。
	変 更 後 特 定 非 営 利 活 動 法 人 共 同 ネ ッ ト			変 更 後 こ の 法 人 は 、 地 球 上 の 地 域 で 暮 ら す 不 特 定 多 数 の 人 々 に 対 し て 、 平 和 と 繁 栄 の

					<p>地域社会を 築けるよう に、また豊 かな家庭生 活を営まれ るように支 援する事業 を行ない、 地域経済振 興及び青少 年育成並び に国際協力の に寄与する ことを目的 とする。</p>
令和2年 1月27日	特定非営利 活動法人ハ ートフルコー ミュニケー ション	菅原裕子	青葉区もえ ぎ野5番地 の25	<p>この法人は、 不特定の多 数の人に対し て、教育に関 する事業を行 い、子育て及 び人材育成に 寄与することを 目的とする。</p>	
令和2年 1月27日	変更前 特定非営利 活動法人グラ ンマ	大塚幸江	西区浅間町 4丁目331 番地の10	<p>本会はシニア 世代が今まで の人生で得た 経験や知識技 術を生かし、 子育てや障害 福祉に関する 事業を行うこ とで、子ども の健全な育成 を図るとも豊 かな高齢者と 会の実現の関 わりがある元</p>	
	変更後 N P O 法 人 S E G U E N T E				

					なまちづくり の推進に寄与 する事を目的 とする。
--	--	--	--	--	------------------------------------

横 浜 市 公 告 第 78 号

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、その届出及び添付書類をこの公告の日から4か月間一般の縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に、横浜市長に対し、意見書を提出することができる。

令和2年2月14日

横 浜 市 長 林 文 子

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

クイーンズスクエア横浜

西区みなとみらい二丁目3番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

横浜市

横浜市長 林 文 子

中区港町1丁目1番地

ほか4者

(3) 変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	日揮株式会社 代表取締役 石 塚 忠 西区みなとみらい二丁目3番1号 ほか4者	日揮ホールディングス株式会社 代表取締役 石 塚 忠 西区みなとみらい二丁目3番1号 ほか4者
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤 田 貴 司 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号 ほか75者	株式会社ファミリーマート 代表取締役 澤 田 貴 司 東京都港区芝浦3丁目1番21号 ほか78者

(4) 変更の年月日

令和元年10月1日ほか

(5) 変更した理由

設置者の商号変更のため ほか

2 届出年月日

令和2年1月20日

3 縦覧場所

中区港町1丁目1番地

横浜市経済局市民経済労働部商業振興課

横浜市公告第79号

市有財産への飲料自動販売機設置に関する一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年2月14日

契約事務受任者

横浜市資源循環局長 福山 一 男

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有財産への飲料自動販売機の設置

(2) 物件の所在等

物件番号 01-07-001 (3事業場 計6台)

No	所在	施設名	貸付面積 (m ²)
1	神奈川区新浦島町2丁目 4番地の2	建物外(神奈川 輸送事務所)	1
2	神奈川区新浦島町2丁目 4番地の2	建物内(神奈川 輸送事務所)	1
3	戸塚区名瀬町443番地の 1	建物外(戸塚輸 送事務所)	1
4	戸塚区名瀬町443番地の 1	建物内(戸塚輸 送事務所)	1
5	泉区池の谷3,949番地	建物内(神明台 輸送事務所)	0.64
6	泉区池の谷3,949番地	建物内(神明台 輸送事務所)	0.63

(3) 最低貸付料(年額)

物件番号 01-07-001 380,900円

(4) 貸付期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

(5) 入札に付する条件

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領による。

2 入札参加資格者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。又は、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有

する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第1から別表第3までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。

(3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。

(4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付条件及び法令等を遵守し、借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ。）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。

(5) 平成30年度及び平成31年度（令和元年度）において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。

(6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

(7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。

(8) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条に違反した者でないこと。

3 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領の交付

(1) 交付期間

令和2年2月14日から令和2年2月20日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付時間

午前8時45分から午後5時15分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

(3) 交付場所

中区住吉町1丁目13番地

横浜市資源循環局適正処理計画部施設課管理係（松村ビル7階）

電話 045(671)2518

※横浜市資源循環局ホームページ（次のアドレス）からダウンロードすることもできる。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/>

4 入札参加申込の受付

(1) 受付期間

令和2年2月27日から令和2年3月4日まで（ただし、土曜

日及び日曜日を除く。)

- (2) 受付時間
午前8時45分から午後5時15分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- (3) 受付場所
中区住吉町1丁目13番地
横浜市資源循環局適正処理計画部施設課管理係(松村ビル7階)
電話 045(671)2518
- 5 入札日時及び場所
令和2年3月13日 午前10時
中区住吉町1丁目13番地 松村ビル6階会議室
- 6 入札保証金
免除
- 7 次の入札は無効とする。
 - (1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 市有財産飲料自動販売機入札募集要領における入札要領第7条の(3)に定める入札
- 8 契約書作成の要否
横浜市が定める賃貸借契約書による契約書の作成を要する。

横浜市公告第80号

横浜国際港都建設計画地区計画の原案の縦覧

横浜国際港都建設計画地区計画の案を作成するので、横浜市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和57年10月横浜市条例第40号）第2条の規定に基づき、その原案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

この原案について意見がある利害関係人は、縦覧開始の日から起算して3週間を経過する日までに横浜市長に意見書を提出することができる。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

- 1 種類
横浜国際港都建設計画地区計画
- 2 名称
都筑川向町南耕地地区地区計画
- 3 位置
都筑区川向町及び東方町地内
- 4 縦覧期間
令和2年2月14日から令和2年2月28日まで
- 5 縦覧場所
中区相生町3丁目56番地の1
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
令和2年2月14日から令和2年2月28日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所
都筑区茅ヶ崎中央32番1号
横浜市都筑区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 81 号

横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 一 団 地 の 住 宅 施 設 の 変 更 案 の 縦 覧
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 一 団 地 の 住 宅 施 設 の 変 更 案 を 作 成 し た の で
、 都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 21 条 第 2 項 に お い て 準 用
す る 同 法 第 17 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、 そ の 案 を 次 の と お り 公 衆 の
縦 覧 に 供 す る 。

こ の 案 に つ い て 意 見 が あ る 関 係 住 民 及 び 利 害 関 係 人 は 、 縦 覧 期 間
満 了 の 日 ま で に 横 浜 市 長 に 意 見 書 を 提 出 す る こ と が で き る 。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 都 市 計 画 の 種 類 及 び 名 称
横 浜 国 際 港 都 建 設 計 画 一 団 地 の 住 宅 施 設
若 葉 台 一 団 地 の 住 宅 施 設
- 2 都 市 計 画 を 定 め る 土 地 の 区 域
 - (1) 追 加 す る 部 分
な し
 - (2) 削 除 す る 部 分
な し
 - (3) 変 更 す る 部 分
旭 区 上 川 井 町 、 若 葉 台 一 丁 目 、 若 葉 台 二 丁 目 、 若 葉 台 三 丁 目
及 び 若 葉 台 四 丁 目 並 び に 緑 区 霧 が 丘 六 丁 目 及 び 三 保 町 地 内
- 3 縦 覧 期 間
令 和 2 年 2 月 14 日 か ら 令 和 2 年 2 月 28 日 ま で
- 4 縦 覧 場 所 及 び 意 見 書 提 出 先
中 区 相 生 町 3 丁 目 56 番 地 の 1
横 浜 市 建 築 局 企 画 部 都 市 計 画 課
- 5 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 期 間
令 和 2 年 2 月 14 日 か ら 令 和 2 年 2 月 28 日 ま で
- 6 都 市 計 画 図 書 写 し の 閲 覧 場 所
旭 区 鶴 ヶ 峰 一 丁 目 4 番 地 の 12
横 浜 市 旭 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課
緑 区 寺 山 町 118 番 地
横 浜 市 緑 区 役 所 総 務 部 区 政 推 進 課

横浜市公告第82号

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の市素案の公聴会の開催

横浜国際港都建設計画都市高速鉄道の案の素案を作成したので、横浜市都市計画公聴会規則（平成15年3月横浜市規則第36号）第2条の規定に基づき公聴会を開催し、同規則第3条の規定に基づきその案を公衆の縦覧に供する。

公聴会において公述を希望する関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに横浜市長に公述申出書を提出することができる。

令和2年2月14日

横浜市長 林 文子

- 1 都市計画の種類及び名称
横浜国際港都建設計画都市高速鉄道
相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）
- 2 都市計画を定める土地の区域
保土ヶ谷区西谷町並びに旭区四季美台、白根一丁目、鶴ヶ峰一丁目、鶴ヶ峰二丁目、西川島町、二俣川1丁目、二俣川2丁目及び本村町地内
- 3 公聴会の日時及び場所
 - (1) 日時
令和2年3月27日午後7時開始
 - (2) 場所
旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12
横浜市旭公会堂
- 4 縦覧期間
令和2年2月14日から令和2年2月28日まで
- 5 縦覧場所及び公述申出書提出先
中区相生町3丁目56番地の1
横浜市建築局企画部都市計画課
- 6 都市計画図書写しの閲覧期間
令和2年2月14日から令和2年2月28日まで
- 7 都市計画図書写しの閲覧場所
保土ヶ谷区川辺町2番地の9
横浜市保土ヶ谷区役所総務部区政推進課
旭区鶴ヶ峰一丁目4番地の12
横浜市旭区役所総務部区政推進課

横 浜 市 公 告 第 83 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
平 成 31 年 4 月 19 日 第 31 開 1201 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
緑 区 い ぶ き 野 43 番 地 の 5
小 林 利 之
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
緑 区 長 津 田 町 3,161 番 の 1 、 3,162 番 及 び 3,163 番 の 1 の 各 一
部 、 3,163 番 の 4 、 3,167 番 の 2 の 一 部 、 5,815 番 の 231 の 一 部
並 び に 5,830 番 の 1 の 一 部 並 び に 長 津 田 み な み 台 一 丁 目 24 番 の 1
の 一 部 及 び 120 番 の 一 部

横 浜 市 公 告 第 84 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 9 月 24 日 第 31 開 1404 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
東 京 都 西 東 京 市 芝 久 保 町 4 丁 目 26 番 3 号
株 式 会 社 東 栄 住 宅
代 表 取 締 役 西 野 弘
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
瀬 谷 区 上 瀬 谷 町 24 番 の 4 及 び 24 番 の 10 か ら 24 番 の 20 ま で

横 浜 市 公 告 第 85 号

開 発 行 為 に 関 す る 工 事 の 完 了
 都 市 計 画 法 (昭 和 43 年 法 律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
 の 開 発 行 為 に 関 す る 工 事 が 完 了 し た 。
 令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
 令 和 元 年 9 月 27 日 第 31 開 1709 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
 川 崎 市 高 津 区 溝 口 3 丁 目 7 番 21 号
 株 式 会 社 ケ ー ナ イン
 代 表 取 締 役 古 郡 祐 一
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
 青 葉 区 あ ざ み 野 南 一 丁 目 14 番 の 8 、 14 番 の 9 及 び 14 番 の 24

横 浜 市 公 告 第 86 号

開 発 行 為 に 関 する 工 事 の 完 了
都 市 計 画 法 （ 昭 和 43 年 法 律 第 100 号 ） 第 36 条 第 1 項 に 規 定 す る 次
の 開 発 行 為 に 関 する 工 事 が 完 了 し た 。
令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 開 発 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号
令 和 元 年 10 月 11 日 第 31 開 1710 号
- 2 開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
青 葉 区 千 草 台 24 番 地 の 9
谷 本 新 太 郎
- 3 開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称
青 葉 区 千 草 台 13 番 の 4 の 一 部 、 13 番 の 6 か ら 13 番 の 9 ま で 、 13
番 の 39 及 び 13 番 の 40

横 浜 市 公 告 第 87 号

建 築 基 準 法 に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 廃 止

建 築 基 準 法 （ 昭 和 25 年 法 律 第 201 号 ） 第 42 条 第 1 項 第 5 号 の 規 定
に 基 づ く 指 定 道 路 の 一 部 を 、 次 の と お り 廃 止 し た 。

そ の 関 係 図 面 は 、 横 浜 市 建 築 局 建 築 指 導 部 情 報 相 談 課 に お い て 一
般 の 縦 覧 に 供 す る 。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 一 部 廃 止 す る 道 路 の 指 定 番 号
第 41 ・ 121 号
- 2 廃 止 年 月 日
令 和 2 年 2 月 4 日
- 3 廃 止 部 分 の 道 路 の 幅 員
6.00 m
- 4 廃 止 部 分 の 道 路 の 延 長
243.05 m
- 5 廃 止 の 場 所
磯 子 区 汐 見 台 2 丁 目 9 番 の 21 地 先 から 森 四 丁 目 1,516 番 の 3 地
先 まで

横 浜 市 公 告 第 88 号

土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 変 更 の 認 可

土 地 区 画 整 理 法 （ 昭 和 29 年 法 律 第 119 号 ） 第 39 条 第 1 項 の 規 定 に
基 づ き 、 土 地 区 画 整 理 組 合 の 事 業 計 画 の 変 更 を 次 の と お り 認 可 し た
。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

- 1 組 合 の 名 称
川 向 町 南 耕 地 地 区 土 地 区 画 整 理 組 合
- 2 事 業 施 行 期 間
平 成 30 年 3 月 23 日 か ら 令 和 5 年 3 月 31 日 ま で
- 3 施 行 地 区
都 筑 区 川 向 町 の 一 部 及 び 東 方 町 の 一 部
- 4 事 務 所 の 所 在 地
都 筑 区 川 向 町 356 番 地
- 5 設 立 認 可 年 月 日
平 成 30 年 3 月 23 日
- 6 変 更 認 可 年 月 日
令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 公 告 第 89 号

土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 の 補 欠 選 挙 期 日

土 地 区 画 整 理 法 施 行 令 （ 昭 和 30 年 政 令 第 47 号 ） 第 19 条 の 規 定 に 基
づ き 、 横 浜 国 際 港 都 建 設 事 業 二 ツ 橋 北 部 三 ツ 境 下 草 柳 線 等 沿 道 地 区
第 1 期 地 区 土 地 区 画 整 理 審 議 会 委 員 の 補 欠 選 挙 期 日 を 令 和 2 年 5 月
21 日 と 定 め た 。

令 和 2 年 2 月 14 日

横 浜 市 長 林 文 子

横 浜 市 公 告 第 90 号

土地区画整理審議会委員補欠選挙の選挙人名簿の縦覧
土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき、横浜国際港都建設事業二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理審議会委員補欠選挙の選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、縦覧に供された選挙人名簿に記載の漏れ又は誤りがあると認められる場合においては、関係者は、縦覧期間内に文書で横浜市長に異議を申し出ることができる。

令和2年2月14日

横 浜 市 長 林 文 子

1 縦覧期間

令和2年3月17日から令和2年3月30日まで

2 縦覧場所

瀬谷区二ツ橋町467番地の23

横浜市都市整備局市街地整備部二ツ橋北部土地区画整理事務所

3 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

区告示

泉区告示第1号（令和2年1月31日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、赤坂自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年1月31日

横浜市泉区長 額田樹子

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	本多智宏 泉区和泉町 1,050 番地 の 17	執行寛明 泉区和泉町 1,015 番地 の 92
区 域	泉区和泉町 1,005 番地 の 1 から 1,005 番地の 8 まで、 1,007 番地の 1、 1,010 番地の 1、 1,010 番地の 2、 1,01 1 番地の 1 から 1,011 番地の 5 まで、 1,012 番地の 1 から 1,012 番 地の 49 まで、 1,015 番 地の 1 から 1,015 番地 の 92 まで、 1,020 番地 の 1、 1,025 番地の 1 から 1,025 番地の 5 ま で、 1,038 番地の 1 か ら 1,038 番地の 7 ま で、 1,041 番地の 1 から 1,041 番地の 6 まで、 1,042 番地の 1 から 1, 042 番地の 16、 1,043 番地の 1 から 1,043 番 地の 22、 1,044 番地の 1 から 1,044 番地の 8 まで、 1,047 番地の 1 から 1,047 番地の 28 ま で、 1,048 番地の 1 か ら 1,048 番地の 14、 1, 050 番地の 1 から 1,05 0 番地の 21 まで、 1,10 0 番地の 1 から 1,100 番地の 6 まで、 1,163 番地の 1 から 1,163 番 地の 6 及び 3,152 番地 1 から 3,152 番地の 18	泉区和泉町 1,005 番地 の 1 から 1,005 番地の 8 まで、 1,007 番地の 1、 1,010 番地の 1、 1,010 番地の 2、 1,01 1 番地の 1 から 1,011 番地の 5 まで、 1,012 番地の 1 から 1,012 番 地の 49 まで、 1,015 番 地の 1 から 1,015 番地 の 92 まで、 1,020 番地 の 1、 1,025 番地の 1 から 1,025 番地の 5 ま で、 1,038 番地の 1 か ら 1,038 番地の 7 ま で、 1,040 番地の 1 から 1,040 番地の 3 まで、 1,041 番地の 1 から 1, 041 番地の 6 まで、 1, 042 番地の 1 から 1,04 2 番地の 16 まで、 1,04 3 番地の 1 から 1,043 番地の 22 まで、 1,044 番地の 1 から 1,044 番 地の 8 まで、 1,047 番 地の 1 から 1,047 番地 の 28 まで、 1,048 番地 の 1 から 1,048 番地の 14 まで、 1,050 番地の 1 から 1,050 番地の 21 まで、 1,079 番地の 1 、 1,100 番地の 1 から 1,100 番地の 6 まで、

	までの区域	1,163 番地の1から1, 163 番地の6まで及び 3,152 番地の1から3, 152 番地の18までの区 域
--	-------	--

水道局

横浜市水道局公舎管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年2月14日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 隈 隆 弘

水道局規程第1号

横浜市水道局公舎管理規程の一部を改正する規程

横浜市水道局公舎管理規程（昭和30年11月水道局規程第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び管理者」を削り、「建物」を「道志水源林管理所附属公舎」に改め、同条第2項を削る。

第2条の2を削る。

第3条から第9条までを次のように改める。

（公舎の使用料）

第3条 公舎の使用料は無償とする。

（転貸等の禁止）

第4条 使用者は公舎を転貸し、又は他の目的に使用することができない。

（同居及び工作物の設置）

第5条 次の各号に掲げる場合においては、使用者は事前に届け出て管理者の許可を受けなければならない。

(1) 家族以外の者を同居させようとするとき。

(2) 建物を模様替し、又は増築その他工作を加えようとするとき。

（使用者心得）

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守るとともに、常に善良なる管理者の注意をもって公舎を使用しなければならない。

(1) 姓名を明記した標札を掲げること。

(2) 家屋、建具類の保存に注意し、家屋の周囲は常に清潔を保持すること。

(3) 火気の取扱に特に注意し、防火の万全を期すること。

（費用負担）

第7条 公舎を使用することに伴う光熱水費、修繕費等の費用負担については、管理者が別に定める。

（破損等の届出及び損害賠償）

第8条 使用者は、建物、付属設備等の滅失又はき損があったときは、ただちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の場合、使用者の故意又は過失によって生じたと認められる損害は、管理者の定める金額を賠償し、又は自費をもって補修しなければならない。

(使用の取消及び返納命令)

第9条 管理者は、公舎管理上必要があると認めるときは、公舎の使用を取消し、又は返納を命ずることができる。

2 前項の規定により、その使用を取り消され又は返納を命ぜられたときは、管理者の定める期間内に退居しなければならない。

第9条の2から第12条までを削る。

第13条中第2項を削り、同条を第10条とする。

第14条を削る。

第15条第1項中「、居住替」を削り、「第8条第2号」を「第5条第2号」に改め、同条を第11条とする。

第16条を削り、第17条を第12条とする。

第1号様式、第2号様式及び第3号様式を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

水道局公告第2号

水道局所有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年2月14日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 隈 隆 弘

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

水道局所有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
相模原市南区下溝字十三ノ原 4,121 番の2のうち	水道用地	3,455.99

(3) 最低入札価格 (月額)

394,000 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

横浜市水道局所有地 (相模原市南区下溝) 借受事業者募集要領 (以下「募集要領」という。) による。

(5) 貸付期間

5年間 (水道局が妥当であると判断した場合更新可能 (更新後の貸付期間及び更新回数は水道局が定める。))

(6) 入札に付す条件

募集要領による。

2 募集要領の交付

(1) 交付期間

令和2年2月14日から令和2年3月10日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日 (以下「日曜日等」という。) を除く午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(2) 交付場所

中区山下町23番地

横浜市水道局事業推進部資産活用課 (日土地山下町ビル10階)

電話 045(633)0153

3 入札参加資格

貸付条件を遵守し、確実に事業を実施していく資力及び信用を有する法人。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者

(2) 経営不振の状態 (破産手続若しくは会社更生手続その他類似

の手続開始の申立てがなされている、特別清算手続若しくは会社清算手続が開始されている、又は手形取引停止処分がなされている。)にある者

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役員又は構成員
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- (6) 直近1か年が債務超過の者
- (7) 国税、地方税を滞納している者

4 入札参加の手続

当該入札に参加を希望する者は、必要書類を各1部用意し、受付期間内の受付場所まで直接持参すること。

- (1) 必要書類
募集要領による。
- (2) 受付期間
令和2年3月4日から令和2年3月10日まで（日曜日等を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）
- (3) 受付場所
中区山下町23番地
横浜市水道局事業推進部資産活用課（日土地山下町ビル10階）
電話 045(633)0153

5 入札及び開札の日時及び場所

令和2年3月19日午前10時

中区山下町23番地

日土地山下町ビル10階 大会議室

6 入札保証金

入札者は、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、横浜市水道局が発行する納入通知書により入札日前日までに横浜市水道局出納取扱金融機関又は横浜市水道局収納取扱金融機関に納付すること。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
 - (2) 一般競争入札参加申込書を提出していない者が行った入札
 - (3) 入札保証金が入札金額の100分の5に満たない入札
 - (4) 入札保証金の振込領収書の原本の提示のない入札
 - (5) 郵送による入札
 - (6) 本物件に対して行った2通以上の入札
 - (7) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
 - (8) 最低入札価格に達しない入札
 - (9) 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
 - (10) 入札書に入札者の所在地、名称及び代表者名の記入並びに押印のない入札
 - (11) 代理人による入札において、入札書に代理人の所在地、名称及び代表者名（個人の場合、住所及び氏名）の記入並びに押印のない入札
 - (12) 委任状及び書類を提出しない代理人が行った入札
 - (13) 他人の代理を兼ね、又は二人以上の代理をした者が行った入札
 - (14) 不正の行為があった入札
- 8 契約保証金
賃料の6か月分に相当する金額（入札保証金を差し引いた金額）を、横浜市水道局が発行する納入通知書により、契約締結と同時に納付すること。
- 9 賃料の納入方法
月払いとし、横浜市水道局が発行する納入通知書により、横浜市水道局が定める日までに納付すること。
- 10 その他
詳細は募集要領による。

水道局公告第3号

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項に規定する指定給水装置工事事業者として、次のとおり指定した。

令和2年2月14日

横浜市水道事業管理者
水道局長 山 隈 隆 弘

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地	指定年月日
5113	エンリッチ株式会社	竹 宮 千代子	相模原市緑区長竹3,008番地の1	令和元年12月2日
5114	サンメンテナス株式会社	山 本 和 紀	藤沢市辻堂太平台1丁目12番13号	令和元年12月13日
5115	羽倉設計事務所	羽 倉 裕 美	緑区新治町466番地の1	令和元年12月18日
5116	株式会社なんば	難 波 忠 信	旭区善部町149番地	令和元年12月18日
5117	相模工務店	石 田 朗	磯子区中原四丁目24番13号	令和元年12月18日
5118	株式会社栄進建設サービス	川 口 透	神奈川区三ツ沢上町5番18号	令和元年12月24日
5119	アクアデザイン株式会社	杉 本 洋 平	東京都新宿区新宿2丁目17番10号	令和元年12月26日
5120	鈴木総合事務所	鈴 木 啓 悟	保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町53番地の115	令和元年12月26日

2 指定の有効期間

指定年月日から起算して5年間

教育委員会

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月14日

横浜市教育委員会

教育長 鯉 淵 信 也

横浜市教育委員会規則第2号

横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第33条」を「第33条第1項及び第2項」に改める。

第5条の2第1項の表中

「

横浜市立市場小学校

」

を

「

横浜市立市場小学校
横浜市立市場小学校けやき分校

」

に、

「

横浜市立高田小学校	横浜市立高田中学校
横浜市立高田東小学校	

」

を

「

横浜市立小田小学校	横浜市立小田中学校
横浜市立高田小学校	
横浜市立高田東小学校	横浜市立上郷中学校
横浜市立上郷小学校	
横浜市立庄戸小学校	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和2年2月3日

横浜市人事委員会

委員長 水 地 啓 子

横浜市人事委員会規則第1号（令和2年2月3日揭示済）

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正
する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年3月横浜市
人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（臨時的に任用される職員の特例）

第14条の2 臨時的に任用される職員の職務の級及び号給について
、第5条から第11条まで及び前条の規定により難い特別の事情が
あると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ
人事委員会の承認を得て別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

横浜市人事委員会公示第2号（令和2年1月31日揭示済）

選考職（転職）の指定の一部改正

選考職（転職）の指定（昭和37年10月人事委員会公示第42号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月31日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

表中

「

環境創造局	獣医師の資格を有する衛生監視員をもって充てる獣医師の職	職員に関する規則第19条第3項第3号	平成17年4月1日指定（変更）
資源循環局	資源循環局技能職員で特級ボイラー技士の資格を有する者をもって充てる技術職員（工場のボイラー取扱作業主任者）の職	同上	平成19年4月1日指定（変更）
	資源循環局技能職員をもって充てる資源循環局事務職員（資源循環局指導員）の職	同上	同上
	資源循環局事務職員（資源循環局指導員）をもって充てる技能職員の職	同上	同上

」

を

「

環境創造局	獣医師の資格を有する衛生監視員をもって充てる獣医師の職	同上	平成17年4月1日指定（変更）
資源循環局	資源循環局技能職員で特級ボイラー技士の資格を有する者をもって充てる技術職員（工場のボイラー取扱作業主任者）の職	同上	平成19年4月1日指定（変更）
	資源循環局技能職員をもって充てる資源循環局事務職員（資源循環局指導員）の職	同上	同上
	資源循環局事務職員（資源循環局指導員）をもって充てる技能職員の職	同上	同上
	資源循環局技能職員でクレーン・デリック運転士（限定なし）、クレーン・デリック運転士（限定）又はクレーン運転士のいずれかの特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、一級ボイラー技士、一級ボイラー技士、一級ボイラー技士の職	同上	令和2年1月31日指定

」

	イ ラ ー 技 士 又 は 二 級 ボ イ ラ ー 技 士 の い ず れ か の 免 許 を 有 す る 者 を も っ て 充 て る 資 源 循 環 局 技 術 職 員 の 職		
--	--	--	--

に改める。

横浜市人事委員会公示第3号（令和2年1月31日揭示済）

選考職（昇任）の指定の一部改正

選考職（昇任）の指定（昭和37年1月人事委員会公示第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年1月31日

横浜市人事委員会

委員長 水地 啓子

表中

「

健康福祉局	健康福祉局担当係長（保健師及び社会福祉職の人材育成を担当する職）	第19条第2項第3号	平成18年4月1日指定（変更）
	健康福祉局担当係長（精神保健、医療相談及び医療社会事業に関する業務を担当する医療社会福祉の職）		平成18年4月1日指定（変更）
	健康安全部健康安全課担当係長（保健師をもって充てる職）		平成19年4月1日指定（変更）
	健康福祉局担当係長（墓地関係業務を担当する職）		平成20年3月21日指定
	衛生研究所担当係長（技術職員又は医務職員をもって充てる職）		平成19年4月1日指定（変更）
環境創造局	動物園担当係長（飼育業務を担当する職）	同上	平成17年4月1日指定（変更）
資源循環局	事務所副所長の職	同上	昭和48年2月1日指定（変更）
	資源循環局担当係長（特級ボイラー技士の資格を有する者をもって充てる職）		平成17年4月1日指定（変更）
	資源循環局担当係長（第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者をもって充てる職）		平成20年3月21日指定

」

を「

健康福祉局	健康福祉局担当係長（保健師及び社会福祉職の人材育成を担当する職）	同上	平成18年4月1日指定（変更）
	健康福祉局担当係長（精神保健、医療相談及び医療社会事業に關する業務を担当する医療社会福祉の職）		平成18年4月1日指定（変更）
	健康安全部健康安全課担当係長（保健師をもつて充てる職）		平成19年4月1日指定（変更）
	健康福祉局担当係長（墓地関係業務を担当する職）		平成20年3月21日指定
	衛生研究所担当係長（技術職員又は医務職員をもつて充てる職）		平成19年4月1日指定（変更）
環境創造局	動物園担当係長（飼育業務を担当する職）	同上	平成17年4月1日指定（変更）
	繁殖センター所長の職		令和2年1月31日指定
資源循環局	事務所副所長の職	同上	昭和48年2月1日指定（変更）
	資源循環局担当係長（特級ボイラー技士の資格を有する者をもつて充てる職）		平成17年4月1日指定（変更）
	資源循環局担当係長（第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者をもつて充てる職）		平成20年3月21日指定
	資源循環局工場操作担当係長（資源循環局技術職員でクレーン運転士（限定なし）、クレーン・デリック運転士（クレーン限定）又はクレーン運転士のいずれかの免許を有し、かつ特級ボイラー技士、一級		令和2年1月31日指定

	ボイラー技士又は二級ボイラー 技士のいずれかの免許を有する 者をもって充てる職)の職		
--	--	--	--

」

に改める。

横浜市人事委員会公示第4号（令和2年1月31日揭示済）
 選考職（採用）の指定の一部改正
 選考職（採用）の指定（昭和37年1月横浜市人事委員会公示第2号）の一部を次のように改正する。
 令和2年1月31日

横浜市人事委員会
 委員長 水地 啓子

表中

「

港湾局	物流運営課海外事業等促進担当課長の職	職員の任用に関する規則第19条第1項第6号	平成28年4月1日指定（変更）
-----	--------------------	-----------------------	-----------------

」

を

「

港湾局	物流運営課海外事業等促進担当課長の職	同上	平成28年4月1日指定（変更）
-----	--------------------	----	-----------------

」

に改める。

正誤

令和元年定期第23号67ページ上から1行目「横浜市教育委員会達第43号」は「横浜市教育委員会達第2号」の誤り。